

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

招 集

令和 7 年 7 月 8 日（火）定例会閉会后 議会委員会室

出席委員（8 名）

（委員長）戸 田 隆 次 （副委員長）今 城 雅 子
岩 崎 康 朗 奥 岩 浩 基 国 頭 靖 塚 田 佳 充
中 田 利 幸 錦 織 陽 子

欠席委員（0 名）

議長及び副議長

岡田議長 田村副議長

説明のため出席した者

【総務部】藤岡部長

〔秘書広報課〕幸本課長

〔財政課〕金川課長 中村課長補佐兼総括主計員 高木係長

出席した事務局職員

毛利局長 田村次長 森井議事調査担当局長補佐 松田調整官

傍聴者

安達議員 稲田議員 門協議員 津田議員 徳田議員 又野議員 松田議員
森谷議員 吉岡議員

報道関係者 0 人 一般 3 人

協議事件

- 1 9 月定例会の日程（案）について
- 2 委員派遣（行政視察）について
- 3 米子市議会基本条例の検証について

〜〜

午後 1 時 3 8 分 開会

○戸田委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

早速ではございますが、協議事件 1、9 月定例会の日程（案）についてを議題といたします。資料 1 を御覧ください。

これについては、持ち帰り案件となっておりますが、委員の皆様、この日程（案）でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○戸田委員長 それでは、9 月定例会につきましては、この日程のとおりとさせていただきます。

ここで、執行部は御退席ください。

〔執行部退席〕

○戸田委員長 次に、協議事件 2、委員派遣（行政視察）についてを議題といたします。

まず、実施の可否について協議をいたします。

委員の皆様、御意見がありますでしょうか。

国頭委員。

○国頭委員 これから議会基本条例の検証もするんですけども、この中でもいろいろとその検証に当たっては、もうちょっと他市の議会改革っていうか、そういったものをやったり学んどくべきところもあるんじゃないかなと思います。今までの議運でも、近年の議運でも、視察等、議員間討議とかの視察を議運でされてるようですけども、やっぱりその辺とか結びついて、具体的に結びついてないのかなと思いますので、やっぱりさらに、引き続き、そういった先進地っていうところがあれば、議員研修という、視察っていう目であってもいいんじゃないかなと思っております。

○戸田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 今、国頭委員から、ちょうど議会基本条例の検証に入るんで、先進視察をしてはいかがというような御意見があったんですけど、私の場合は反対に、今、条例の検証に入っておりますので、まずはその結果がしっかりと、この米子市議会の議会運営委員会でできた上で、新たに何か検討すべき事案があれば、先進事例ですとか、こういったものがあるというのであれば、そこで視察研修等を行ってもいいとは思いますが、現時点で、議会運営委員会全体でこういった改革をしたほうがいいではないかとか、その辺りの話がまとまってない状態でいろいろと勉強といっても少しイメージが湧かなかったものですから、現時点では、特段、議会運営委員会で行行政視察等必要なと言われると、そうではないような気もするんですが、委員長、いかがでしょうか。

（「関連していいですか。」と中田委員）

○戸田委員長 中田委員。

○中田委員 私も今、奥岩委員の発言と、多分ほぼ同趣旨だと思うんですけど、これまでの議会運営委員会がやった視察で幾つかの課題について視察してきたんですけど、これから基本条例も検証を重ねていくという中で、時間軸で考えたときに、視察の成果がこの議会運営の制度として反映できるところまでこの任期中に追いついていくのかっていう問題があると思うんですね、改選を迎えますから。ですから、よほど必要なものを、特に現地まで行って見る必要のあるものが特になければ、私は行わなくても今のところいいんじゃないかという意見です。

○戸田委員長 ほかにございませんか。

副委員長いいですか。

今城委員。

○今城委員 まず、私たちに課されている大きな課題は、まず検証をきちっとするっていうことだと思うんです。一応、つくってくださっているスケジュールからいうと、相当タイトな形でスケジュールを組んでくださっていて、これも本当に大変な中組んでくださっている日程だと思いますので、これの中でまたこじ開けて視察日程ということはちょっと難しいだろうなっていうのが実際の感想です。やるかやらないかっていうのは総意ですので、またあれですが、実際難しそうだなって思うことが、自分のスケジュール感としての感想が一つ。

できることなら、もしも、この検証を行っていった上で、今期中に本当はなるのが一番

いいので、もっとかかりを早くしないといけなかったんだろうという気はするんですが、条例を改正しなければならないというものがもし出てきたとすれば、この委員会の中で。やっぱりそこをきちっと決着をつけてから任期を終えたいなっていう気持ちは本当はあります。それを次に送ったとしても、またゼロからのように、次の期の議運の皆さんでやらなければならないというところからスタートするっていうよりも、決着すべきものが見つかったのであれば、そこまでやるっていうことまでしたいということを考えると、それに伴って行かねばならないということでしたら、先ほど奥岩委員が言われたことなんですけれども、そうでないのなら、現段階ではいいのかな、むしろその検証にしっかり力を入れたほうがいいかなというふうに個人的には考えています。以上です。

○戸田委員長 ほかにありませんか。

錦織委員。

○錦織委員 実は、私はちょっとどっちでもないっていうところなんですけど、必要性はあると思うんです。例えば公聴会だとか、専門家の意見を聞いた議会、議会運営とか、そういうものとか、それから、議員の政策立案に対して、やっぱり人事のことがあるんですけども、例えば、議会の人事、職員さんが少ないとか、少ないと感じてるんですけど、ほかのところはどういうふうにやってるのとか、そういうことでいろいろ見ることはあると思うんですけど、じゃあ、そういうのを、例えば今から行くと、11月ぐらいかなっていうふうになると、日程的にはとてもタイトかなと思ったり、いうので、すばっと決まればそこにすばっと行くっていうこともあると思うんですけど、ちょっと日程的にどうなのかなっていう、必要性は感じてますけど。いうところなんです。

○戸田委員長 岩崎委員。

○岩崎委員 私のほうは、これまで意見が出ました意見で、委員長、副委員長に一任したいと思いますので、よろしく御判断のほどお願いします。

○戸田委員長 塚田委員は何か意見ございませんか。

塚田委員。

○塚田委員 私も基本条例を密に決めていかないといけない部分が、そちらのほう時間がかかる、我々としてはやらないといけないことだと思ってまして、そちらのほうをメインに動かないといけないっていうことを考えると、視察等々に本当に行く時間がないんじゃないかなというところもあって、今のところ、本当に基本条例を決めていかないといけないところなので、私も視察は、特に必要であれば行ったらいいと思うんですけども、今のところはその必要性を感じないなというところでございます。

○戸田委員長 意見集約を図らせていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

今の議会基本条例の検証もタイトなスケジュールですので、そちらのほうに傾注させていただければありがたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 じゃあ、視察はなしということで決したいというふうに思います。よろしく願いいたします。それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 ありがとうございます。

それでは、次に、協議事件３、米子市議会基本条例の検証について入っていただきたいと思います。

本日は、米子市議会基本条例の検証を進めてまいります。

始める前に、何点か手順について説明を行いたいと思います。資料２を御覧ください。よろしいでしょうか。

各会派、委員の皆様から出されたものをこのように評価表として取りまとめさせていただいております。

これより、各条文、前文、第１条、第２条の順で一つずつやっていきますが、手順といたしましては、まず何かしら陳述いただいている会派、委員のほうから何か補足説明をしていただきたいと思います。その後、他の委員からその内容について、もし確認が必要であれば御確認をしていただくという段取りで考えております。それ以降、評価について、各委員から、これ順番でございませので、意見のある委員からおっしゃっていただいて、見解の一致に持っていければというふうに思っております。一致した内容につきましては、それで確定ということにしたいと思いますが、なかなかその一致までに行きそうもない、時間がかかりそうなようであれば、ある程度選択肢が分かるような状態にして、持ち帰っていただいて、次回の冒頭にその内容について決していただきたいというふうに考えております。

なお、資料２の一番最後のページを御覧いただけますでしょうか。評価の段階で、これは御存じだと思いますけれども、既に御覧になっている内容かと思いますが、確認でお伝えしたいと思います。Ａは達成としており、その右横にはおおむね８割程度の目的を達成としております。Ｂは一部達成ということで５割程度、Ｃは同様に３割以下となっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、冒頭の説明を以上といたしまして、早速、これより各条文の検証に入りたいと思います。

奥岩委員。

○奥岩委員 検証、本日入られるっていうことなんですけど、以前いただいた日程見させていただきますと、あと四、五回検証の時間を取っていただいております。本日、これ資料で頂いてるんですけど、資料を頂いたのが昨日で、議会運営委員会の委員宛てには、事前にこの評価表っていうのが少し前に頂いております。１６条全部あるんですけど、それぞれ第１項、第２項、第３項あったりとかするものもありまして、本日、これを全部出していただいた方から説明をいただいて、一つ一つに対して質問をしてみると、時間かけるのは別にやぶさかではないんですけど、なかなか検証っていうのが難しいかなというふうには思うんですけど、進め方に当たって、すみません、先ほど委員長案をいただいたところで申し訳ないんですけど、少し提案なんですけど、もし可能であれば、この基本条例の検証に当たって、作業部会のようなものを委員会の委員でつくって、そちらのほうでいろいろと意見交換を交わしながら、まずは作業部会のほうで評価の全体案、こういったものでどうだっていうのをつくってみたいかがかなというふうに思うんですけど、何分、かなり時間がかかるかなというのがございまして、こういった形で検証していったほうがいいのかっていうの、ちょっと私もよく分からないものでして、ちょっとこれ、私の案なので、今思いついて今言ったばかりですんで、ほかの方もどうかなっていうのも含め

まして、御検討いただけたらと思います。

○戸田委員長 作業部会をつくって検証を進めていくという一つの方法論じゃないかという御意見ですけど。

中田委員。

○中田委員 どのくらいの、要は検証作業に細かく手順を踏むかによっても違うと思いますし、検証の進め方として、先ほどだと、要は各委員から出していただいた会派別の御意見の補足説明なり説明を受けてってということだったんですけど、検証を進める上で、私は、この条例、特に条文の検証で必要なのは、考え方として持っとくべきだと思っているのは、例えば、前文っていうところで、この基本条例をどういう条例として位置づけるかっていうものがあったり、それから、それぞれの議会としての、例えば、活動原則や議員としての活動原則のようなものがあったり、その構成があるんですね。その構成を頭のところの土台の部分から一つ一つ分析していかないと、例えばですけど、前文っていうのは前文の性格がありますよね、総論的な。これが、例えば第3条、第4条とごっちゃになってはいませんかってちょっと思ったりもする部分もあったりするので、そこを整理しながら進めていったり、あるいは持ち帰り検討の部分が必要だったりっていうことになる、順序立てて掘り下げていかないといけないんじゃないかと私は思ってまして、その作業の中身に応じて、それこそ奥岩委員が言われるように、作業部会で深掘りしていったほうが、よりきちっと効率的にむしろできるっていうことであれば、作業部会を設置してもいいと思うんですよ。進め方自体が、今日、ばあっと第1条から十何条までやってっていても、なかなか進まないと思うんですけどね。

○戸田委員長 ほかにございませんか。

国頭委員。

○国頭委員 過去にもこの議会基本条例は2回ぐらいですかね、検証したと思うんですけど、そのときには1からずっとやっていった、前文からずっとやっていったと記憶してます。何か一見、奥岩委員が言われた作業部会っていうのは、何か実務的によさそうな感もするんですけど、私はやっぱり、議運のこの正式な委員会の中でしっかりと議論していくっていうのは、中田委員が言われた、うちなんか結構、割とダブって書いてるところがあって、ちょっと、これで正しいのかなというところも実際あります。実際あるので、その辺は取消しとか、指摘されたら取消しながらやっていくっていうのもありじゃないかなと思ってますので、この委員会で、今日はここまでとか設けながらやっていくっていうのも一つじゃないかなと思っていますが。

○戸田委員長 ほかにございませんか。

錦織委員。

○錦織委員 作業部会ってものの提案もあったんですけど、作業部会は正式な委員会じゃなくて全員が参加するわけですよ。それで、そこであらかじめ、ばあっとちょっとやって、困難なところを突き合わせたりして、次、委員会です、正式な議運でっていうことよりは、やっぱりもう議運の委員会で全てやってしまうっていうほうがすっきりしているのかなっていうふうには、やり方としてはね、思います。

○戸田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 部会提案したのは私ですんで、そういったほうが効率的じゃないかっていう

ことで提案もさせていただいたんですけど、中田委員、国頭委員、錦織委員さんそれぞれ御意見いただきましたし、特段それにこだわっているわけでもございませんので、先ほど中田委員もおっしゃられたとおり、どういうふうに進めるんだっていうのが、繰り返になりますけど、今日全部これを、第16条まで一つ一つ検証して、意見のやり取りをして、持ち帰ってまた再度やってっていう形にされるのか、こういった形がいいのかっていうのが、ちょっと、すみません、委員長が最初おっしゃられた分とイメージが、私が合っていないのかもしれないんですけど、その辺、いろいろ今御意見いただきましたので、進め方決めていただけたらと思います。

○戸田委員長 今城委員。

○今城委員 副委員長ですので、私がどうっていうのもちょっと申し訳ないなという気はするんですけども、取りあえず、今日全部は多分できないだろう、時間的な問題もあると思いますので、全部はできないと思いますが、基本的に全体を見ますと、A、B、CのAでほとんど、どの会派も一緒であるというようなところとか、多少のことがあるけど、そこはどうなんだろうというところもあるんですが、合議できそうなところは合議をきちっとしてしまって、そこはもう合議ができたっていうことで、もし何か検証としての、いわゆるコメント的なものっていうのが必要であれば、そのときするか次にするかは別にして、もうこれは合議できているよねっていうところを確認するっていうところをまずやってしまっというて、合議できてないだろうと思うところとかに対してのところをちょっと丁寧に、1回やるほうがいいのかっていうふうに思うんですけど、先ほど中田委員がおっしゃった前文のところとか、あと目的とか、それから、第2条の活動の原則とかっていう形のところっていうのは、議会としてのありようみたいなところになってくるところなので、これは別というとな変な言い方ですけども、そののずっとつつき回していると、ちょっと時間もかかっちゃいますので、もう少し全体が進んでからもう一回っていうこともあり得るかなというふうには私は思っているんですけど、ただ、もう実際問題、自分としても条例検証評価表を検証の基としてやっていく中で、条文の文の内容だとか、それから、これって本当に現状として合ってるのかなっていうような感じのところっていうのが、やっぱり時代的なこともあるのかもしれないですけど、やっぱりそういうところはあるなと思っているので、そういうところは少し丁寧に皆さんとやっていくべきかなというふうに思っていますので、まずは合議できるっていうところを抽出するところで、今日どこまでできるか分かりませんが、何条まで。まずそこまではやってしまっとかほうがいいのかっていうふうには思っているところです。

○戸田委員長 御意見いただきましたが。

今、作業部会でやったほうがいいのかという一つの意見と、今の議運で……。

中田委員。

○中田委員 行く行く作業部会をつくったほうがいいのか場合も出てくると思います。要は、この基本条例の検証作業としては、条例に書かれていることがきちっとできているかどうかという検証という見方と、それから、先ほど今城副委員長が言われたように、実体験に照らし合わせたときに、条例自体を改正したほうがいいのかと思われる場合があると思うんです。そうすると、例えば、システムで済むような、改善で済むような話と、条例を変えるっていう話になると、そこに当然、いろいろ調査して、どうあるべきかのところで、また

ここがたたき台が必要になってきたりとか、いろんな細かいことが出てくると思いますが、そういう段階では、私は作業部会があったほうが効率的に進むのではないかと思いますけど。

○戸田委員長 ほかにございませんか。

前回のやり方を私も当局とかに聞きましたら、今の四、五回かけて検証をやられておられます。それで、閉会中の委員会を利用してその四、五回かけてある程度検証されながら、そのやり方としては、一つずつ詰めていって、それで合意形成をなしたものは合意をする。合意がなかった場合には、また持ち帰っていただいて、それでまた次回の委員会の中の冒頭にそのしんしゃくをしていくんだという流れ方をしております。今、そういうふうな流れ方でしたけども、今、今城委員さんがおっしゃったように、今の合意形成がなされとるような状況からまずピックアップをしていって、そこをある程度調整を図りながら、次の中田委員さんがおっしゃったような条文の中に入っていくんだという一つの流れ方も一つの考え方、なかろうかと思いますが、いかがなものでしょうか。

国頭委員。

○国頭委員 委員長の言われるのでいいと思います。

○戸田委員長 それでよろしいですか。よろしいですか。

〔「いいです」と声あり〕

○戸田委員長 じゃあ、そういうふうな形で進めさせていただければと思います。今日1日でこれで終わるということはありませんので。これからまだ四、五回、五、六回かかる予定であろうと私は推測しておりますので、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。

それでは、第何条から行きますか。全部Aのところが……。

錦織委員。

○錦織委員 すみません、進めてもらって結構なんですけど、おおむね何時頃までということ、一応決めていただきたいんですけれど。

○戸田委員長 今日は3時ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 よろしいですか。

じゃあ、皆さん方から言ってください。第何条から行きますということを。

奥岩委員。

○奥岩委員 うちでいいますと、条例の前文のところと第1条のところは検証対象外とさせていただいておりますが、評価ですとか、いろいろ御意見を付していただいているところもございまして、どこから始めていいのかちょっと分からないですけど、確実にスタートできるのは第2条かなと思いますけど、また先ほど中田委員もおっしゃられたとおり、前文のところをしっかりと共通理解があった上で進めないと、それ以降のところがおかしくなるんでないかっていうようなこともございまして、どういたしましょうか。

○戸田委員長 中田委員。

○中田委員 私も、うちの会派は評価を一応つけてる、会派というか、つけたんですが、今、奥岩委員が言われたように、ここの、いわゆる前文的な基本条例の位置づけと目的のところまでは、第1条までは、大体共通理解ができてるのではないかって実は思っ

て、それで、先ほどちょっとちらっと言いましたけど、よなご・未来さんのほうから出ているこのBの評価になってる内容が、これは第2条以下で、第2条、第3条のところで議論する内容ではないかなと思って、そこら辺のところが共通認識が持てれば、前文と第1条のところについては、もうそれでいいならいいと。特に加筆修正する必要がないとなれば、それでいいということだと思っんですけど。

○戸田委員長 国頭委員、どうですか。

○国頭委員 前文のところでうちはつけたんですけども、あとのところで同じような形で書いてますので、ここは……。

○戸田委員長 なしでいいですね。

○国頭委員 なしでやっていただいてもいいと思います。

○戸田委員長 そうしたら、前文と第1条はハイフンでいいですね。よろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 次が、しやすいところはどこですか。第4条第1項ですか。第4条第1項はどうでしょうか。

（「ここは全部Aだ、全部A。だけん、合意しやすい。」と岩崎委員）

○戸田委員長 どれもAになっとるけんいいじゃないですか。私がまた言ったらいけんだ、ごめんなさい。

奥岩委員。

○奥岩委員 第4条第1項に関しましては、全てのところからA、評価ですとAが出ておりますので、ここは合意しやすいかなと思いますので、うちも記載させていただいておりますけど、現状、会派結成して政策立案、提言等を行っておるってということで認識してますので、こちらでよろしければA評価でさせていただけたらと思います。

○戸田委員長 ほかに御意見ありますか。

Aでよろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 じゃあ、ありがとうございます。Aで。

第5条の2第2項はどうですか。議会報告会の開催に関し必要な事項は議長が定める。

奥岩委員。

○奥岩委員 すみません、私ばかり話してますけど、先ほどと同じく、こちらも全ての方々からA評価いただいておりますし、うちも出しておりますし、この条文自体が必要な事項は議長が定めるということで、現在、米子市議会においては制定しておりますので、このままでよろしければA評価させていただけたらなと思いますし、特に不足のところはないとは考えます。

○戸田委員長 ほかの方ございませんか。よろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 第5条の2第2項、議会報告会の開催に関して必要な事項は議長が定めるということで、Aですね。

その下はどうでしょうか。

塚田委員。

○塚田委員 第6条第1項第1号も同じだと思います。皆さんA判定していただいている

ので、これもそのままでもいいかなと思います。

○戸田委員長 ほかの委員さん、よろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 じゃあ、Aということでよろしくをお願いします。

飛びますけど、7ページの……。

塚田委員。

○塚田委員 第10条第2項も全てがA判定になっていますので、これも。

○戸田委員長 今そこ見たところです。7ページ目ですね。

○塚田委員 はい。

○戸田委員長 第10条第2項。

○塚田委員 第2項と第3項ですね。第3項もいいと思いますが、どうでしょうか。

○戸田委員長 政務活動費に係る収入及び支出の報告書その他の書類は、政務活動費条例に定めるところにより公表するものとするということで、皆さんがA判定しとられますけど、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 よろしいですか。

奥岩委員。

○奥岩委員 評価に関しては皆さんAでして、先ほど塚田委員もおっしゃられたとおりで、同意するところであるんですけど、よなご・未来さんから、ここは条文の検証以外のところで御意見いただいておりますので、こちらに関してはまた別のところで何かしら協議をする場面があるのか、それこそ委員会内なのか、何かの形で検証する必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

○戸田委員長 いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 次に、A判定は、8ページ目の第13条第1項ですね、政治倫理。これA判定でよろしいですか。よろしいですか。

国頭委員。

○国頭委員 すみません、この政治倫理についてはA判定ですけど、うちは、いや違うか。いいです、すみません。

○戸田委員長 いいですか。

○国頭委員 いいです、いいです。すみません。

○戸田委員長 じゃあ、奥岩委員。

○奥岩委員 うちはA評価にさせていただいたんですけど、公明さんからは、評価対象外といただいております。まず、これどちらにすべきかお話ししていただいたほうがいいかなと思うんですけど。

○戸田委員長 8ページ目。第13条第1項。

今城委員。

○今城委員 これは、一応、会派という感じの中では、一応、Aでいいのではないかなってということにはなっているのですけれども、ですので、皆さんのAというところに異論はないところです。ただ、対象外にしたのはなぜかという話になると、これは、この条文の

とおりに自分たちがやっているかっていう話になったときに、当然やっているっていうことを踏まえると、自己評価という言い方は変ですけど、自分でやってますって言うよりも、どういうふうに見えるのかとか、どういうふうな、実際そうなのかっていうことは自己判定で本当にいいのかなっていう、自己申告制みたいな感じで本当にいいのかなっていうところもちょっと考えないといけないかもしれないなという内容も含めてで、我々が評価をするっていうのが本当はどうなんだろうかなという意味で対象外というふうにしたんですけど、会派内で最終的に、じゃあ、実際、この条文どおりに何かを、どういうふうにやっているんですかっていうことを考えると、きちっと、それは努めているわけだし、そのようにやっているということを踏まえての評価を入れるならばAというふうにはなっていましたので、それは皆さんがおっしゃってくださればAで異論はないですということです。

○戸田委員長 ということですが。

奥岩委員。

○奥岩委員 今、今城委員から御説明受けましたので、これ確かにお話伺うとそうかなっていうようなところもありますんで、冒頭の前文、前文のところと第1条のところと含めまして、少し対象外にすべきなのか、評価にすべきなのか、可能であれば持ち帰りさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○戸田委員長 持ち帰り。

中田委員。

○中田委員 政治倫理をきちっとするっていうのは、もう一般論としても、議会として必然的な話として誰も反対する人はいないと思うんですけど、私はこれを検証してみていると考えるときに、文章自体をちょっと悩んだというか、理解に、頭の中で結構時間がかかったのは、条文の後段の、2行目からの地位を利用して不正を持たれるような行為をしないとか、そういったところについては、そういった政治倫理として当たり前の話なんですけど、これは間違いはないと思うんですけど、最初の冒頭の、代表としての品位っていうところが、倫理という言葉と、その品位っていうところが、頭の中でちょっと何かイメージがつかれ……。

（「おっしゃるとおりですね。」と今城委員）

それで、特に議会は多様性の市民代表なので、この市民の代表としての品位っていうところをどう解釈したらいいのかな、この条文を変えるっていう意味では必ずしもないんですけど、基本条例の解説の中に、やっぱり少しその辺を、何か考え方を整理しとく必要もあるのではないかなっていうのをちょっと細かく考えたので、場合によっては、この代表としての品位の品位っていうところの辺りを、もし表現を改正するのであれば議論が必要かなと思いました。

○戸田委員長 ほかにございませんか。

そうすると、持ち帰りですか。

（「Aでいいっていう話が…、別にこだわらんけど。」と中田委員）

○戸田委員長 A判定なのか、持ち帰るのか。A判定でいいですか。ほとんどAです。

じゃあ、中田委員さんのおっしゃったような疑問符もありますけども、ある程度A判定ということでよろしいですか。

〔「はい、特にこだわりません。」と中田委員〕

○戸田委員長 分かりました。じゃあ、A判定ということで。

次に、どこがあるかいな。第4条第2項に行きますか、A、A、B、Bがありますけど。第4条第2項はどうでしょうか。A、Aではないですけど、Bがありますけど。

(「第14条第1項。」と声あり)

第14条第1項ですけど、どうでしょうか。御意見いただければと思いますが。

今城委員。

○今城委員 検証対象外としている会派の方と、A判定でしているところっていうのが、定数ですから、定数の条文で、評価しようがないですよっていうのが本当だと思うんです。なのでAではあるんですけど。今後のことを考えていくっていう中での、10年、3期、12年になると思うんですけど、次回から考えると。この定数でやってきたっていうところに関してのことを、内容、要するに条文に対してはAです。なんですけれど、今後のことを考えていったときには、ここは、やっぱり考えていけないといけないというように、例えば人口減のこととかを考えると、これは今と違ってということではなくて、今期と違ってということではもちろん無理だと思うんですけど、合意できるようになるとすれば、この辺りのところっていうのは、次期なのかどうか分からないんですけど、もしくはこの議会の議運から次に申し送りということも踏まえて、検討すべきなのではないかなっていうようなことも踏まえて、検証としてはAなんですけどっていう。評価とすればAなんですけど、評価外というわけではないんですけどっていうふうに、ちょっとAっていう形にさせてもらったのは、そういう意味もちょっとあるので、です。なので、そこに関しては、今評価をするのかしないのかっていうことなのであれば、評価をしておくべきなのかどうかをちょっと1回議論しないといけないのかなと、このところについては。第14条第1項、第2項、第3項に関して、特に。第2項については、よなご・未来さんがBをつけておられるので、どちらにしても議論をしないといけないとは思いますが、第1項、第2項、第3項全てにおいて、少し、評価も含めて考えないといけないのかもしれないという気はしています、個人的に。以上です。

○戸田委員長 じゃあ、第1項、第2項、第3項、一括で。

奥岩委員。

○奥岩委員 今、今城委員から、第14条第1項から第3項まで、同様の内容ですし、議員定数のところも含めてっていうようなお話がございましたんで、うちとしては、これ定数条例のところなんです、特に評価には当たらないということで対象外にさせていただいたんですけど、先ほどの今城委員のお話と、よなご・未来さんから見直しが必要になってくるんじゃないかみたいな、検討が必要ではないかみたいなのが付してありますので、評価といたしましては、対象外とはさせていただきたいんですけど、我々も会派内で、定数については今後協議が必要ではないかというような意見もありましたので、ここに、この条例に対してどうこうっていうわけではないですけど、今後の課題において、定数については、しかるべき時期なのか、ある程度時期を見て検証が必要ではないかっていうところは付言として置いておいてもいいかなというふうには考えます。

○戸田委員長 中田委員。

○中田委員 この条文にまさに書いてあるとおり、第14条第1項で書いてあるとおり、これは別の市条例のほうで定数というのは定められています。それで、議会の基本条例で、

もしその定めたものに対して、何か議会としての機関意思を明らかにするということになると、私はちょっと気になるのが、第２項の、これは、それに努めているかどうかの問題ではなくて、努めているかどうかの評価だったら対象外だと私は思います。ただ、条文自体を見ると、例えば第２項に、本市の実情に合った定数を検討するものとする。もちろん、議員は提案権を持っているので、条例改正案の提案も、もちろん権限としてはできます。ただし、考えておかなければならないのは、議員定数や議員歳費というのは、有権者っていうか、市民の代表制民主主義に対するコストの考え方とか、代表の数の考え方に基づいて、我々がお手盛りでつくるものではない、選ばれる側が基本的につくるものではなくて、その代表を出す有権者の側がどれぐらいその代表制民主主義に人数とコストをかけるのかということのを本来決めるべき問題なので、ある意味、ここにちょっと、公聴会制度とか参考人制度の活用にも努め、市民の意向を把握し、本市の実情の辺までいいんですけど、実情に合った定数を検討するって出てくるので、問題意識を、例えば、市民のほうに提示するとか、課題意識として出すっていいんですけど、こっちがお手盛りでつくるというようなことにつながるような表現は避けたいというのが、議会の条例としては。そこら辺は検討が要るんじゃないかって私は思います。以上です。

○戸田委員長 ほかにありませんか。

国頭委員。

○国頭委員 うち、第１４条第２項でBということで書かせてもらいましたが、第２項でうたってる、実情に合った定数を検討するものとするという、この検証のときにおいても、合わせてでも、または、やはり４年に一回ぐらいは、今現在の定数でいいのかとか、やっぱり考えていくべきじゃないかなと思ってます。私が１期目のときに、３０から２６に特別委員会をつくってされた経緯がありますけど、やっぱり、それから１２年たとうとしてるんですかね、１１。そういった時期っていうか、毎議会チェックするところはやっぱりチェックして、今でいいのかっていうところは、議会も少しは、やっぱり考えていくべきじゃないかなという思いでBにしております。

○戸田委員長 ほかにありませんか。

錦織委員。

○錦織委員 うちちょっと対象外にしています。そういう声が、議員の定数削減とかっていう声が市民のほうから出ればそれに対応するということであって、そういう声が今ないのに、聞いている人もあるかもしれないですけど、特段ここで何かすることが必要なのかなと思うと、しなくてもいいと思っています、私は。

○戸田委員長 ほかにありませんか。

A判定、B判定、検証対象外ということでございますが。意見集約が図れば図っていただければという。

今城委員。

○今城委員 先ほども申し上げたんですけれども、条文に対してどうなんですかっていう話になれば、多くの会派も、大体が対象外になるべきというか、なる事項ではないかっていうふうに思っているところが多くて、あえてつけるとすればうちもAですっていう感じだったりしてるんです。条文に対してどうなのかって思ったときに、Aですっていうふうに思っているAです。多分、信風さんも、先ほどのお話からするとそうだという

と、先ほど奥岩委員がおっしゃったみたいに、一応、対象外っていうのが判定というか、評価としての判定としては対象外でも別に、私なんかはそれはオーケーだと思ってますし、ただし、先ほど来のお話であって、やっぱり、検討すべき時期がもしかしたら来てるかもしれないということを踏まえて、これは、この検証とは別の形でももしかしたらやらないといけないのかもしれない。検証っていうのは、この条文に対してどうなのかっていうことなので、条文そのものに対してのこととか、あと定数っていうのは、市民の、先ほどおっしゃったようなことも踏まえて、必要としている人数はどうなのとか、ということも全部踏まえると、ここの検証の部分でここをいじるっていうことではなく、評価としてどうですかっていうことだとすると、また先ほど、奥岩委員がおっしゃったような対象外でいい。ただし、その内容っていうことについては、今後検討必要よねっていうことでの我々の意思統一がされていけばいいのかなというふうに思いました。以上です。

○戸田委員長 ほかにございませんか。

国頭さん、どんなでしょうか。意見集約が図れますか。

○国頭委員 ということは、Aではなくて対象外っていうこと。

○戸田委員長 対象外ということ。

○国頭委員 対象外っていう。皆さんがそう言われるんだったら。問題は提起させてはいただきましたので、それで結構だと思います。

○戸田委員長 じゃあ、検証対象外ということではよろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 次はどっかありますか。もう1か所だけ。もう1か所だけ頑張っていたければ。

第13条第2項はどうですか。

〔「第13条、元に戻る。」と声あり〕

ごめんなさい、戻るしかない。第13条第2項、もう1か所だけ頑張ってください。第13条第2項。

〔「第13条第1項がAで。」と声あり〕

第13条第1項がAでしたので。

国頭委員さん、意見があれば。8ページ目。第13条第2項。

第1項がAでしたので、第2項が、国頭さんところがC判定されてたんですが。

○国頭委員 委員長、いいですか。ちょっと、大分厳しくじゃないんですけど、Cって書いてますけども、Bかなと思ってます。毎回私も、議運だったときに、倫理条例、1回しか変えたことがないんですよ。基本条例は毎議会するけど、だから、これも本来はしなくちゃいけないというか、検証は。検証は一応しとくべきだっていう思いがありまして書かせてもらいましたけども、私はそういった面ではAはどうかと思っております。ちょっとCは厳し過ぎたかもしれませんけども、Bぐらいかなと思っておるところです。

○戸田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 よなご・未来さんの国頭委員からC評価をいただいてるんですが、評価に当たっては、事前に資料を頂いておりまして、A評価が達成、おおむね8割以上、8割程度、B評価が一部達成、これが5割程度、Cが未達成、3割以下というようなことですので、こちらに関しましては、政治倫理条例、我々、今の任期において皆さん遵守しておられま

したし、特に政倫審が開かれたというようなことも記憶してございませんので、こちらについてはA評価でよろしいかと思います。

○戸田委員長 ほかにございませんか。

中田委員。

○中田委員 基本条例のほうの検証なので、基本条例のとおりやられているかどうかで検証すればいいということですよね。

(「そうです。」と声あり)

だからそれでいいと思います。それで、倫理条例のほうの見直しはまた別な話なので、もしその倫理条例の見直しが必要って書いてあるので、それが必要だったら、具体的にどこが問題にあるのかっていうのをまた別途示していただければ、今後の議運の中でもまた検討すればいいんじゃないでしょうか。

○戸田委員長 今城委員。

○今城委員 関連してなんですが、もし今のところで、Cであるっていうことは達成できていないっていうことですから、もしかして、よなご・未来さんの中でそういうような人がいると……。

(「違反者がいる。」と中田委員)

違反者がいるというふうに思っていらっしゃるとしたら、我々とても、大変な事態になっているというふうに思いますので、要はそういう意味ではなく、検証をするべき内容として、これだけでいいのですかという御提案だというふうに我々は受け止めるわけですので、条文そのもの、もしくは条文に沿った活動などなどについてのことができているのかいないのかっていうことになったときに、先ほどの自己評価で本当にいいんですかっていうことと同じことにもしかしたらなるのかもしれませんが、少なからずCっていうことは、Cであるというふうに判断するということになれば、そういう事案がありましたよっていう事実をここを出していただいた上で検討して、CなのかBなのかAなのかっていうことをしないといけなくなるのかもしれないと、ちょっと今、恐ろしい思いをしながらいるんですけれど、そうではないっていうことであれば、達成できていないということではないということであれば、どういう評価をされたいのかっていうことを、よなご・未来さんの代表が国頭委員さんなので、そこはどうでしょうかねっていうところは、ちょっと伺うべきなのか、どうなんだろうかっていうところかなとちょっと思うんですけど、どうしたらいいんでしょうか。意見じゃなくて聞いてしまった、ごめんなさい。以上です。

○戸田委員長 国頭委員、何か御意見ありますか。

○国頭委員 やっぱり見直しというところは引き続き求めていきたいと思いますが、そういう観点で評価するっていうことでしたら、今、今城委員が言われた自己評価っていうところになりますけども、それならAでもいいです。

○戸田委員長 じゃあ今、よなご・未来さんもAということですので、A判定でよろしいですか。

(「はい」と声あり)

○戸田委員長 あと、どこかありますか。

(「一番最後の第16条第2項」と岩崎委員)

○戸田委員長 第16条第2項。

(「第13条第1項。」と声あり)

○戸田委員長 第13条第1項。

(「先ほどAで。」と今城委員)

○戸田委員長 第13条第1項は済みました。終わりました。

第16条第2項、最後のページ、9ページ。

(「これは検証中のためって。」と岩崎委員)

○戸田委員長 最後のページの第16条第2項。

(「今検証中のためって。」と岩崎委員)

○戸田委員長 必要があると認めたときは、この条例の…。同じことだと思うだな。

(「対象外にしてみても…。」と今城委員)

○戸田委員長 対象外にしよう。私たちはね。

(「はい、そうですね。」と今城委員)

○戸田委員長 公明党さんと信風さんだ。

(「対象外で…。」と今城委員)

○戸田委員長 検証対象外で。

(「はい。ということで構いません。いいです。」と今城委員)

○戸田委員長 信風さんもいいですか。

〔「はい」と中田委員〕

○戸田委員長 なら、国頭さんも検証対象外ということでよろしいですね。

〔「はい」と国頭委員〕

○戸田委員長 あとはどこかありますか。終わりますか。やめましょうか。

(「もう一つ、最初からの確認を一度。」と今城委員)

○戸田委員長 最初からの。

(「いやいや、今、対象外でとか、Aですとか、B、ごめんなさい。」と今城委員)

○戸田委員長 また事務局のほうから送付させますが。そのほうがええ。

(「それでいいですか。ここで確認してしまったほうが…。」と今城委員)

○戸田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 今、第16条第2項も対象外のところで同意いただいたんですけど、そういたしますと、一番最初の前文のところと第1条のところも協議していただければなと思いますが、いかがでしょうか。

○戸田委員長 前文。

○奥岩委員 1ページ目の議会基本条例前文と第1条のところですが。こちら、うちの会派としては検証対象外で出させていただきますね。

○戸田委員長 検証対象外になってます。

○奥岩委員 両方対象外でよろしいですかね。

○戸田委員長 はい。

じゃあ、確認しましょうか。

じゃあ、1ページ目の前文と第1条が検証対象外、2ページ目の第4条第1項がA判定、4ページ目の第5条の2第2項がA判定、第6条第1項第1号がA判定、7ページ目の第10条第2項がA判定、8ページ目の第13条第1項がA判定、第13条第2項がA判定、

第14条第1項、第2項、第3項が検証対象外、それで、第16条第2項も検証対象外ということでございます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 じゃあ、今日のところはこれでよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 御協力ありがとうございました。

以上で議会運営委員会を終了いたします。

午後2時38分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 戸 田 隆 次